丸亀市地域包括支援センター　重要事項説明書

（令和　７年　４月　1日現在）

1　支援事業者の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 名　　称 | 丸亀市 |
| 代　表　者　名 | 市長　松　永　恭　二 |
| 所在地・連絡先 | （住所）香川県丸亀市大手町二丁目4番21号（電話）０８７７（２４）８８０７（FAX）０８７７（２４）８９１４ |

2　事業所の概要

（1）事業所名称及び事業所番号

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業所名 | 丸亀市地域包括支援センター | 南部センター |
| 所在地・連絡先 | （住所）丸亀市大手町二丁目4番21号（電話）0877（24）8933（FAX）0877（24）8914 | （住所）丸亀市飯山町川原1114番地1（電話）0877（85）3350 |
| 事業所番号 | ３７００２０００１１ |
| 管理者の氏名 | 入江　準子 |

（2）事業所の職員体制

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 従業者の職種 | 人数（人） | 区　　分 | 常勤換算後の人数（人） | 職務の内容 |
| 常勤（人） | 非常勤（人） |
| 管　理　者 | １ | １ |  | １ |  |
| 担当職員 | ３４ | １４ | ２０ | ３３ | 介護支援専門員等 |

（3）事業の実施地域

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の実施地域 | 丸亀市全域 |

　　　※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

（4）営業日

|  |  |
| --- | --- |
| 営　業　日 | 営　業　時　間 |
| 平　　　日 | 午前８時３０分から午後５時１５分まで |

|  |  |
| --- | --- |
| 営業しない日 | 土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（月曜日が国民の祝日にあたるときはその翌日）及び12月29日から1月3日までの日。 |

3　提供する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントサービスの内容・提供方法

1. 介護予防サービス・支援計画表（ケアプラン）の作成
2. 要支援等認定の申請代行
3. 給付管理業務

4　費用

(1）利用料

　　要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

　　ただし、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、支援事業者に直接介護保険給付が行われない場合もあります。その場合、利用者は下記の利用料を事業所が提示した所定の納付書により、その期日までに最寄りの金融機関でお支払いください。

|  |
| --- |
| 介護予防支援費一ヶ月あたり　４，４２０円 |
| 初回加算として一回につき　　３，０００円 |
| 委託連携加算として一回につき　３，０００円 |

(2)　交通費

　　２の(３)の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の遠隔地等で、事業者が必要と認めたときは、交通費実費が必要となります。

(3)　利用料等のお支払い方法

利用料等の支払いが生じた場合は、事業所が提示する所定の納付書によりその期日までに、最寄りの金融機関等でお支払いください。

５　事業所の特色

(1)　事業の目的

地域包括支援センターが運営する指定介護予防支援事業所が行う介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、丸亀市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、介護保険法(平成9年法律第123号)及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)に基づいた適正な介護予防支援等を提供することを目的とします。

(2)　運営方針

　①　本事業は、利用者が要介護状態等になること、または、その重度化の予防や改善を図り、その結果、可能な限り自立した日常生活を送れるよう支援に努めます。

　②　利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、要介護状態等となることの予防に努め、総合的に日常生活が送れるよう支援に努めます。

　③　利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービス等が特定の種類、又は特定の事業所に偏ることがないよう、公正中立に行います。

　④　利用者は複数の指定介護予防サービス事業所等の紹介や、介護サービス計画原案に位置付けた指定介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を、求めることができます。

　⑤　事業の運営にあたっては、丸亀市、他の指定介護支援事業者や在宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携に努めます。

　⑥　利用者の介護申請に対して、利用者の意思を尊重して支援を行うとともに、利用者の状態を確認し、適切な要介護認定が行われるための支援も行います。

　⑦　利用者の人権擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、事

　　業所に勤務する職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(3)　その他

|  |  |
| --- | --- |
| 事　　　項 | 内　　　容 |
| アセスメント(評価)の方法及び事後評価 | 利用者の直面している課題等を評価し、利用者に説明のうえ、ケアプランを作成し、説明・同意のうえ交付します。　また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果により、ケアプランの変更等を検討し作成します。 |
| 担当職員の研修 | 年２回程度、担当職員の研修を行います。 |
|  |  |

６　サービス内容に関する苦情等相談窓口

|  |  |
| --- | --- |
| 当事業所利用者相談窓口 | 窓口責任者　入江　準子ご利用時間　午前8時30分～午後5時15分までご利用方法　電話（0877－24－8933）受　付　日　月曜日から金曜日　ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（月曜日が国民の祝日にあたるときはその翌日）及び12月29日から1月3日までの日を除く。 |

７　事故発生時の対応

　　サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに利用者のご家族、担当者等に連絡を行います。

　　また、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

　　なお、当事業所の介護予防サービスにより、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

８　秘密保持

(1)　当事業所の担当職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしません。

(2)　事業所では、利用者の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内で利用者又はその家族の個人情報を用います。

９　利用者へのお願い

　　支援事業者が交付するサービス利用票、サービス提供証明書等は、利用者の介護に関する重要な書類なので、契約書・重要事項説明書等と一緒に大切に、保管してください。

　私は、本書面に基づいて丸亀市地域包括支援センターの職員（職名

氏名　　　　　　　　　　）から上記重要事項の説明を受けたことに同意します。

令和　　　年　　　月　　　日

利用者　　　　住所

　　　　　　　　氏名

代理人　　　　住所

（選任した場合）

氏名

署名代行者　　住所

　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　利用者との関係

　　　　　　　　代行の理由

健康上の理由により、利用者本人による記入が困難であるため

（注）「署名代行者」欄には、利用者の立場に立って、本人とともに契約内容を確認できる方がいる場合に記入してください。なお、署名代行者は、契約上の法的な義務等を負うものではありません。